

## 支援者とは



支援者には、要支援者への日ごろの見守り（声かけ等）や災害が起きたときの安否確認、避難の手助けをお願いします。

要支援者にとって身近な存在である地域住民の方に支援者の役割を担っていただきます。

## 支援者の心構え



### ■『自らの身は自ら守る』ことが大切

まずは、あなた自身の安全が第一です。

そのことで、次にあなたの大切な人を支援することができます。

負傷してしまうと、あなたが、要支援者になってしまいます。

自らの身は自ら守るため、日ごろから災害の備えをしておくことが大切です。

### ■お互いに協力し合い、支え合うことが出来る地域づくり

市では、災害時に支援を必要とされている方を、地域の皆さんの支え合いにより支援を行う仕組みづくりに取り組んでいます。

日ごろから避難方法などについて話し合う、要支援者と支援者が参加する訓練を実施するなど、支え合うことが出来る地域づくりに心がけましょう。



## 問合せ先

小牧市健康福祉部福祉総務課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

TEL0568-76-1196(直通) FAX0568-76-4595



高齢者・障がい者等を災害から守り・地域で支える

# 避難行動要支援者支援制度

●もし大地震が起きたら..

●台風や大雨で浸水したら..

●自分ひとりでは、避難するのが難しい..

●目や耳が不自由で避難情報が得にくい..



大規模災害時には、市・消防・警察などといった公的機関がすべての住民を直ちに救助できるとは限りません。

自分の身は自分で守ること（自助）はもちろん、地域力による助け合い、支え合い（共助）が非常に重要になります。

日ごろから、支援が必要な人（要支援者）と支援出来る人（支援者）が顔見知りになり、地域力で見守り、支え合うことが大切です。

小牧市

要支援者(高齢者・障がい者等)と支援者(ご近所・区等)を結ぶ  
**避難行動要支援者支援制度** をご活用ください。

### 避難行動要支援者支援制度とは

災害の発生やその恐れがあるときに、自力で避難が難しい高齢者や障がいのある方などに対して、災害(避難)情報の伝達や避難場所への誘導など、区、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民の方など地域が連携して支援をする制度です。

### 避難行動要支援者とは

小牧市では、次の方を対象とします。

- ① 介護保険における要介護度 3 以上の認定者
- ② 身体に障がいがある方(身体障害者手帳1級~3級をお持ちの方)
- ③ 知的障害がある方(療育手帳 A、B をお持ちの方)
- ④ 上記以外で、自力避難が難しい方



### 支援を受けるには

災害時の避難に支援が必要な方で、地域団体等への情報提供に同意される方は、同封の『**避難行動要支援者情報提供希望者調査票(兼申請書)**』(同封の調査票(兼申請書))により、申請をしていただきます。

### 提供する内容

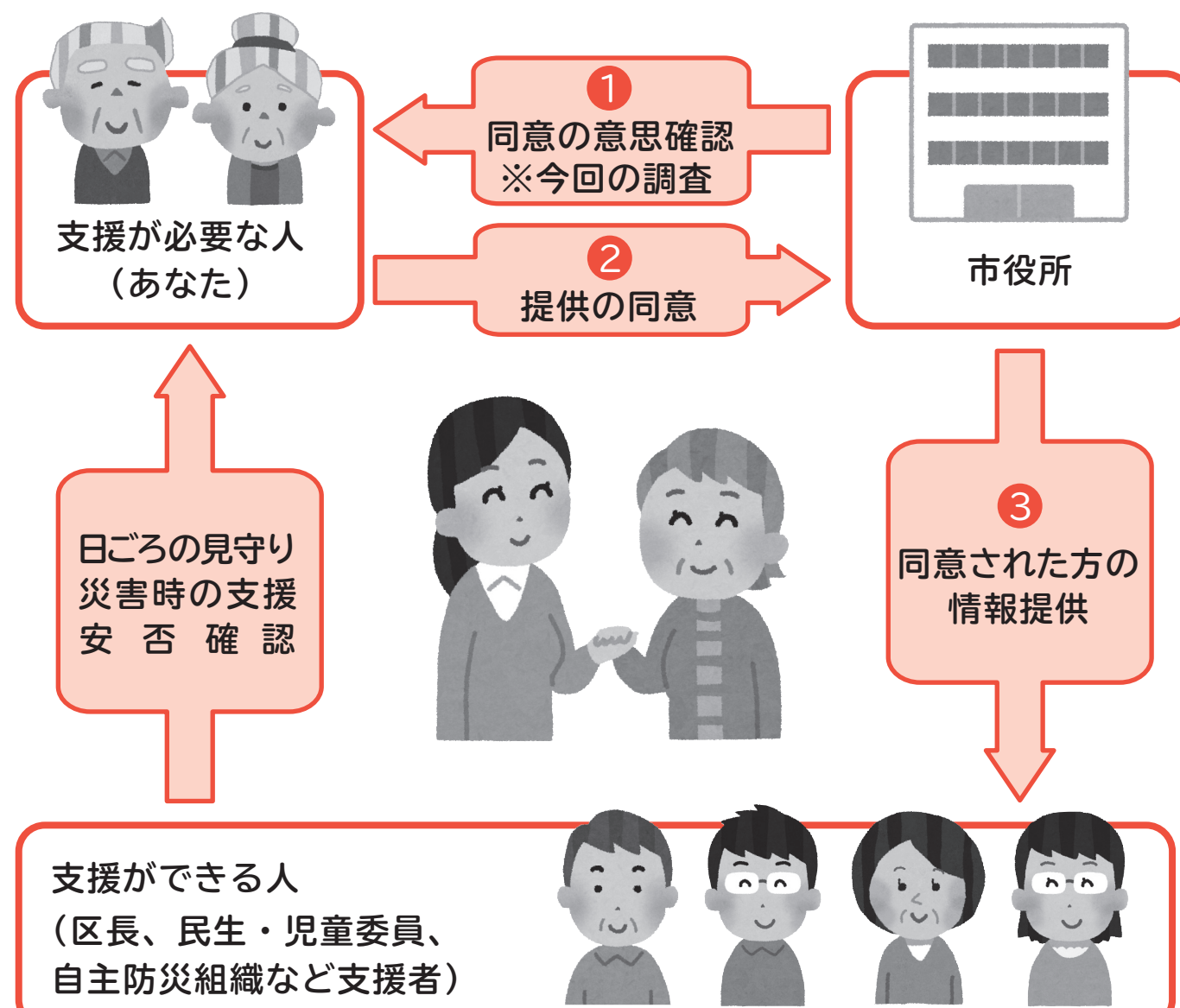
氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・支援を必要とする理由・その他支援に必要と思われる事項

### 情報提供先

区長、民生・児童委員、自主防災組織、小牧市社会福祉協議会、小牧警察署、小牧消防署などの支援者等

※地域住民の方(ご近所の方)が支援者となります。区に未加入の方は区に加入しましょう。

### 避難行動要支援者支援制度のしくみ(イメージ)



### 皆さまへ

※この制度は災害時の状況によっては、支援者の方も被災者となり得ることから、災害時の支援が必ずしも保証されるものではありません。

※支援者は、避難支援に関して、その責任を伴うものではありません。

※情報漏えいを防止するため、支援者に対しても取扱いを注意するよう指導を徹底します。